

申27号 「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する説明申し入れ 第2回団体交渉 その⑥

第22項 指定される社員のフレックスタイム制の適用に対する考えを明らかにすること。

- Q・支社勤務で乗務する人はフレックスタイム制適用除外か。勤務上の問題はないか。
- A・特に問題が起きるとは考えていない。フレックスの趣旨からすると、始終業を自由に決めるということではないので、1か月単位でフレックスタイム制適用除外になる。
月単位でのフレックスタイム制適用対象外となる。
- Q・乗務する人の勤務や休日の明示は、現場と同様に行われるのか。
- A・勤務は 7:40 を基本とする。前々月に休日を明示し、前月に勤務を指定する。指令等と同じと考えている。

第23項 導入以降の支社企画部門における業務量の変化及び、現在員配置に対する考えを明らかにすること。

- Q・グループ内で調整するのも厳しい業務実態だ。半日分の効率化についても検討していくという問題意識を持っているのか。
- A・問題意識は持っている。
- Q・現在員配置に対する考えをしめすこと。
- A・非現業は作業ダイヤがなく、臨機応変に対応していく側面がある。RPA という表やグラフを簡単に作れるシステムも使っている。最終的には AI や ICT を入れて生産性を向上させていきたい。
- Q・週当たりの乗務頻度はどの程度か。土日もあるのか。
- A・短時間なので週 3 回程度の乗務で、土日は避けたい。支社が休みの日は避けたいイメージだ。

第24項 適用者が行う定例訓練及び乗務員訓練の時期・場所・内容について明らかにすること。

- Q・定例訓練は区所で行われる訓練である。区所の乗務員と同じ時期に、支社の兼務の乗務員が合わせて受けるのか。場所や内容は同じなのか。
- A・短時間行路が終わってから、区の乗務員と一緒に受けて支社に戻るイメージだ。
- Q・指導員の負担軽減のために、訓練日数を減らす考えも示されたが、そうすると支社の乗務員は訓練を受けることが難しくなるのではないか。
- A・週 3 回は機会があるので問題ないと考えている。
- Q・支社の業務が張っていて、訓練は別の日に受けることもあるのか。
- A・訓練期間中に、乗務以外の日に行ってけることもある。
- Q・訓練センターなどで行う訓練も対象となるのか。
- A・区所乗務員と同様に受けて貰う。